

# 海外派遣研修事業費助成事業のご案内



「海外の優れた指導法を学んで指導力向上を目指したい」  
 「国際感覚を高めて、海外で活躍できる生徒を育成したい」  
 そんな希望を応援する、教員の海外派遣研修に係る経費を助成します。  
 受付は5月13日から！  
 詳細は裏面をご覧ください。

海外派遣研修に行かれた方からは  
 こんな感想が

生徒の考え方を引き出す教授法は、全教科に役立つと感じました！

アクティブ・ラーニングに役立つ知識が得られ、帰国後の授業展開がスムーズになりました！

これまで経験したことのない、実践的な教授法を学ぶ貴重な機会でした！

研修で学んだ方法を実践したところ、生徒の興味関心が高まり、深い理解を得ることができました。

留学体験を授業で話したら、生徒からも「海外留学してみたい」という声があがりました。

助成金額は派遣者1名につき、100万円までとなります。  
 学校長が認める場合、4週間以上の期間での研修が実施できます。

派遣国	期間	助成対象経費	備考
カナダ	28日	1,103,700円	ホームステイ・1泊3食付
オーストラリア	30日	844,576円	AirBnB・自炊設備あり
アイルランド	31日	978,940円	寮(学校近接・自炊設備あり)

大学等の高等教育機関又はそれに相当する語学学校等で行われる様々な研修プログラムでのご利用が可能です。

(国) 研修機関等	コース名等
(カナダ) Global College	Power Speaking Training
(オーストラリア) International House Sydney	TECSOL 児童英語教授法プログラム
(アイルランド) Centre of English Studies Dublin	Teacher Training Course
(フィリピン) IDEA CEBU	TOEFL Intensive 6
(オーストラリア) Lexis Brisbane	Cambridge CELTA Course
(アメリカ) University of California, San Diego Extension	TEFL Certificate

## 事業概要



### 助成金額

助成金の交付限度額は、派遣者1名につき100万円

助成金の額は、助成対象経費を合算した額（千円未満切り捨て）です。  
助成対象事業が国庫補助事業等の補助対象となる場合は、助成対象経費を合算した額から、助成対象経費に対する当該補助金額を除いた、学校法人の実費負担額（千円未満切り捨て）が助成金の額となります。

### 派遣者

（次の要件を全て満たすこと）

対象教員 小学校：英語科又は外国語活動の教員で、研修受講に必要な語学力を有する  
中学校及び高等学校：国語科、社会科、数学科、理科又は英語科（5教科）の教員  
で、研修受講に必要な語学力を有する  
担当科の指導実績があり、研修終了後に都内の私立学校において研修効果を活用することが可能  
研修計画書（申請時）、成果報告書（研修終了後）を提出  
過去に本事業により派遣されたことがない

### 研修講座

（次の要件を全て満たすこと）

英語を母国語又は公用語とする国で実施  
国際感覚の醸成及び英語力、指導力の向上に資するもの  
期間は原則として8週間程度（ただし、学校長が認める場合は、4週間以上の期間があれば可。  
上限はありません。）

### 助成対象経費

研修受講費用（授業料、教材費等）  
現地滞在費用（ホームステイ費用、寮費等）  
現地生活費用（食費、交通費等）  
渡航費用（航空運賃、査証申請費用等）  
海外傷害・医療保険費用

助成金交付スケジュール	第1回	第2回
交付申請期間	5月13日(月) ～6月14日(金)	10月15日(火) ～11月15日(金)
交付決定時期	6月下旬	12月中旬
実績報告期限	10月11日(金)	2月21日(金)
助成金交付時期	11月下旬	3月下旬

申請書類、書類作成要領は、当財団ホームページにアクセスして  
私学財団様式集 1-14 私立学校教員海外派遣研修事業費助成事業より  
「私立学校教員海外派遣研修事業費助成金事務の手引」をダウンロードしてご覧ください。

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp/download.html>



東京都私学財団

検索

お問合せ先

総務部研修課

電話 03-5206-7922

E-mail ps-training@shigaku-tokyo.or.jp

URL <https://www.shigaku-tokyo.or.jp>

# 海外派遣研修事業費助成事業への申請にあたって

## Q&A

項目	質問	回答
申請時期	申請前に終了した研修は対象となりますか。	申請年度内に助成対象経費の支払を行う研修であれば、申請時に研修が終了していても助成対象となります。
期間	海外派遣研修の期間について、上限や下限はありますか。	原則として8週間程度としておりますが、国際感覚の醸成及び担当教科の指導力向上に資すると学校長が認める内容の研修であれば、4週間以上の期間でも対象となります。なお、上限はありません。
	勤務の都合で夏休みと冬休みに分けて研修を受けたいが、対象となりますか。	合算して必要な期間が確保されれば、研修を分けても対象となります。経費は100万円の交付限度額まで助成対象となります。
研修内容・講座・プログラム	語学学校で行われる研修は対象となりますか。	担当教科の指導力向上に資する研修を受講するために必要な英語力を養うものであれば、対象となります。
	担当教科の指導力向上とは、どのような研修が対象となりますか。	担当教科の教科能力向上を目的とした研修や、海外の教授法や指導法等を学べる研修の他、現地の小学校、中学校及び高等学校等において、教員とのワークショップ・意見交換の実施、授業体験による児童・生徒との交流等も含まれます。

## 審査の留意点

審査は、様式第1号別紙「研修計画等の「派遣者の志望動機等」及び「学校長の推薦理由等」の記載内容並びに添付書類の研修講座やプログラム等の内容を中心に行います。

### (2) 派遣者の志望動機等

(志望動機、研修意欲、研修成果の今後の活用方法等)

派遣者：志望動機などのほか、海外派遣研修を担当教科の指導力向上にどのように活用していくか記入してください。

### (3) 学校長の推薦理由等

(推薦理由、派遣者に今後期待する働き等)

学校長：以下のいずれかが認められる内容をご記入ください。

当該研修が、担当教科の教科能力向上を目的とした研修であると共に、海外の教授法や指導法等を学べる研修であり、担当教科の指導に活用できる。

当該研修先が高等教育機関に相当し、国際感覚の醸成及び担当教科の指導力向上に資する。

校長氏名

印

推薦理由は、こちらの記載内容と、添付書類の研修講座やプログラムで確認します。

添付資料：左記に記載された内容を学ぶことができる研修講座・プログラムの資料を提出してください。

